

2017 年度野球規則改正・規則適用上の解釈と要点解説

日本高等学校野球連盟
審判規則委員会

- (1) 原文通り
- (2) 原文通り
- (3) 投手のグラブの色について「アマチュア野球では、所属する連盟、協会の規定に従う。」としていた【注】が原文通り改正された。
- (4) 原文通り
- (5) バッターボックスルールの(A)(B)項に、それぞれ原文通りの追加があった。
- (6) 野手が飛球を捕えた後、ボールデッドの個所に倒れ込まなくても踏み込めば、ボールデッドとなることが追加された。
- (7) 【原注】の前段である「走者が塁にいない場合、セットポジションをとった投手は、必ずしも完全静止をする必要はない。」の適用外を「我が国では」から「アマチュア野球では」に限定した。
- (8) 原文通り
- (9) 原文通り
- (10) 正規の捕球の後、野手がダッグアウトまたはボールデッドの個所に倒れ込まない限り、ボールインプレイであるとしていたものを、踏み込めばボールデッドとなることに改正された。
- (11) 三塁・本塁間でランダウンプレイが発生した際、後位の走者が三塁ベースについているときに、前位の走者がレフト方向に塁を踏み越してしまった場合、後位の走者は前位の走者を追い越したとみなされ、アウトが宣告されることもあり得るとされた。これは攻撃側のミスであり、前位の走者が三塁に戻る前にタグされればダブルプレイとなっても仕方がない。ただし、前位の走者が走塁放棄でアウトを宣告された場合は別である。
- (12) 原文通り
- (13) 野手が飛球を捕えた後、ボールデッドの個所に倒れ込まなくとも踏み込めばボールデッドとなることに改正され、塁上の走者は「1 個の進塁が許される。」を追加した。また、後段の「捕球後ベンチに踏み込んでも、倒れ込まなかつたときは、ボールインプレイであるから、各走者はアウトを賭して進塁することができる。」を削除した。
- (14) 原文通り
- (15) 6.01 インターフェア、オブストラクションおよび本塁での接触プレイの項に「(j)併殺を試みる塁へのスライディング」を追加し、正しいスライディングについて記載された。また、アマチュアではアマチュア野球内規の危険防止ルールを適用することから、「【注】我が国では、所属する団体の規定に従う。」を追加した。
- (16) 6.03(a)の項に、新たに(4)の文言を追加した。
- (17) タッグの定義にボールを保持したグラブでのタッグに関し、ひもだけの場合は含まないと明記した。
- (18) タッチの定義の文言の一部である「着衣」を「着用しているユニフォーム」と改めた。

2017年1月24日

2017年度 野球規則改正

日本野球規則委員会



- (1) 3. 05記載の一塁手のグラブまたはミットの縦の大きさを、先端から下端まで「13インチ(33.0センチ)以下」とし、同【注】を削除する。
- (2) 3. 06記載の捕手以外の野手のグラブの縦の大きさを、先端から下端まで「13インチ(33.0センチ)以下」とし、同【注】を削除する。
- (3) 3. 07 (a) の前段および同【注】を次のように改める。

投手のグラブは、縁取りを除き白色、灰色以外のものでなければならない。審判員の判断によるが、どんな方法であっても幻惑させるものであってはならない。

【注】 アマチュア野球では、投手のグラブについては、縁取り、しめひも、縫い糸を除くグラブ本体（捕球面、背面、^{ウエブ}網）は1色でなければならない。

- (4) 【3. 03～3. 09原注】を【3. 08原注】とする。
- (5) 5. 04 (b) (4) を次のように改める。

① 同(A)に(ii)を追加し、以下繰り下げる。また、(iii)〈従来の(ii)〉を次のように改める。(下線部を追加)

(ii) チェックスイングが墨審にリクエストされた場合。
(iii) 打者が投球を避けてバランスを崩すか、バッタースボックスの外に出ざるを得なかつた場合。

- ② 同(B)に次の(i)を追加し、以下繰り下げる。
- (i) 負傷または負傷の可能性がある場合。

- (6) 5. 06 (b) (3) (C) および同【原注】を次のように改める。(下線部を改正)

野手が飛球を捕らえた後、ボールデッドの個所に踏み込んだり、倒れ込んだ場合。

【原注】 野手が正規の捕球をした後、ボールデッドの個所に踏み込んだり、倒れ込んだ場合、ボールデッドとなり、各走者は野手がボールデッドの個所に入ったときの占有塁から1個の進塁が許される。

(7) 5. 07 (a) (2) 【注1】を次のように改める。(下線部を改正)

アマチュア野球では、本項【原注】の前段は適用しない。

(8) 5. 08 (b) を次のように改める。(下線部を改正)

正式試合の最終回の裏、または延長回の裏、満塁で、打者が四球、死球、その他のプレイで一塁を与えられたために走者となったので、打者とすべての走者が次の塁に進まねばならなくなり、三星走者が得点すれば勝利を決する1点となる場合には、球審は三星走者が本塁に触れるとともに、打者が一塁に触れるまで、試合の終了を宣告してはならない。

(9) 【5. 08原注】の表現を一部改め、配列を変更する。

(10) 5. 09 (a) (1) 【原注1】の末尾を次のように改める。(下線部を改正)

正規の捕球の後、野手がダッグアウトまたはボールデッドの個所に踏み込んだり、倒れ込んだ場合、ボールデッドとなる。走者については5. 06 (b) (3) (C) 【原注】参照。

(11) 5. 09 (b) (9) 【原注】を追加する。

【原注】 後位の走者の行動または前位の走者の行動によって、後位の走者は前位の走者に先んじたとみなされる場合がある。

例——1アウト走者二・三星のとき、三星走者（前位の走者）が本塁へ進塁しようとして三星本塁間のランダウンプレイとなつた。二塁走者（後位の走者）は前位の走者がダッグアウトになると思い、三星に進んだ。三星走者は触球されずに、三星に戻り、左翼方向に塁を踏み越えてしまった。このとき、後位の走者は、前位の走者の行動によって前位の走者に先んじたことになる。結果として、後位の走者はアウトとなり、三星は占有されていないことになる。前位の走者が三星を放棄してアウトと宣告されていない限り、前位の走者はアウトになる前に三星に戻れば三星を占有する権利がある。5. 06 (a) (1) 参照。

(12) 5. 09 (c) (3) を次のように改める。(下線部を追加)

走者が一塁をオーバーランまたはオーバースライドした後、ただちに帰塁しないとき、一塁に帰塁する前に身体または塁に触球された場合。

(13) 5. 12 (b) (6) の前段を次のように改め(下線部を改正)、後段を削除する。

野手が飛球を捕らえた後、ボールデッドの個所に踏み込んだり、倒れ込んだ場合。各走者は、アウトにされるおそれなく、野手がボールデッドの個所に入ったときの占有塁から1個の進塁が許される。

(14) 6. 0 1 (a) (1) の前段を次のように改める。(下線部を追加)

捕手に捕球されていない第3ストライクの後、打者走者が投球を処理しようとしている捕手を明らかに妨げた場合。

(15) 6. 0 1 (j) および同【注】を追加する。

(j) 併殺を試みる塁へのスライディング

走者が併殺を成立させないために、“正しいスライディング”をせずに、野手に接触したり、接触しようとなれば、本条によりインターフェアとなる。

本条における“正しいスライディング”とは、次のとおりである。走者が、

- (1) ベースに到達する前からスライディングを始め（先に地面に触れる）、
- (2) 手や足でベースに到達しようとし、
- (3) スライディング終了後は（本塁を除き）ベース上にとどまろうとし、
- (4) 野手に接触しようとして走路を変更することなく、ベースに達するように滑り込む。

“正しいスライディング”をした走者は、そのスライディングで野手に接触したとしても、本条によりインターフェアとはならない。また、走者の正規の走路に野手が入ってきたために、走者が野手に接触したとしてもインターフェアにはならない。

前記にかかわらず、走者がロールブロックをしたり、意図的に野手の膝や送球する腕、上半身より高く足を上げて野手に接触したり、接触しようとなれば、“正しいスライディング”とはならない。

走者が本項に違反したと審判員が判断した場合、走者と打者走者にアウトを宣告する。その走者がすでにアウトになっている場合については、守備側がプレイを試みようとしている走者にアウトが宣告される。

【注】 我が国では、所属する団体の規定に従う。

(16) 6. 0 3 (a) (4) を追加し、従来の (4) を (5) とする。また、6. 0 3 (a) (3) の後段を【6. 0 3 a 3・4例外】とし、同【原注】を【6. 0 3 a 3・4原注】とする。

(4) 走者がいるとき、または投球が第3ストライクのとき、打者がフェア地域またはファウル地域にバットを投げて、投球を受けようとしていた捕手（またはミット）に当たった場合。

(17) 定義 7 6 の冒頭を次のように改める。(下線部を追加)

野手が、手またはグラブに確実にボールを保持して、その身体を塁に触れる行為、あるいは確実に保持したボールを走者に触れるか、手またはグラブに確実にボールを保持して、その手またはグラブ（ひもだけの場合は含まない）を走者に触れる行為をいう。

(18) 定義 8 〇を次のように改める。(下線部を改正)

プレーヤーまたは審判員の身体はもちろん、着用しているユニフォームあるいは用具の
どの部分に触れても“プレーヤーまたは審判員に触れた”ことになる。

以 上